

件名	松前町職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則
主管課	総務課
関係課	—
改正対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松前町職員の給与の支給等に関する規則（昭和 43 年松前町規則第 2 号）</li> <li>・ 職員の条件附採用の期間の延長に関する規則（昭和 43 年松前町規則第 3 号）</li> <li>・ 職員の臨時的任用に関する規則（昭和 43 年松前町規則第 6 号）</li> <li>・ 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（昭和 43 年松前町規則第 8 号）</li> <li>・ 松前町財務規則（昭和 62 年松前町規則第 2 号）</li> <li>・ 職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年松前町規則第 9 号）</li> <li>・ 松前町青少年補導センター設置条例施行規則（平成 4 年松前町規則第 15 号）</li> <li>・ 臨時職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 14 年松前町規則第 16 号）</li> <li>・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（平成 20 年松前町規則第 2 号）</li> <li>・ 副町長に対する事務の委任に関する規則（平成 21 年松前町規則第 14 号）</li> </ul>
根拠法令等	なし
改正理由	会計年度任用職員制度の開始によるもの
改正の主な内容	・ 会計年度任用職員の任用開始に伴う整理
施行日	令和 2 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	